

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月5日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

葉山町税条例の一部を改正する条例

（別 紙）

令和 6 年 3 月 31 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

### 理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が本年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることから、本町においても所要の改正を行う必要があり、事務作業、議会日程等を勘案し、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分するものであります。

## 葉山町条例第13号

### 葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項中「（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附則第12項中「第7条第17項」を「第7条第18項」に改める。

附則第13項第12号中「第15条第25項第2号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同項第13号中「第15条第25項第2号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同項第14号中「第15条第25項第2号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同項第15号中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第25項第4号イ」に改め、同項第16号中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第25項第4号ロ」に改め、同項第17号中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第25項第4号ハ」に改め、同項第19号を削り、同項第20号を同項第19号とし、同項第21号を同項第20号とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の葉山町税条例附則第7項の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の葉山町税条例附則第13項の規定は、令和6年度以後の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

固定資産税及び都市計画税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法を引用している条例の規定を改めることとした。

## 3 施行期日等

- （1）この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。
- （2）改正後の条例の規定は、令和 6 年度以後の固定資産税及び都市計画税に適用し、令和 5 年度以前の固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。
- （3）改正前の地方税法に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>	<p>○葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号</p>
<p>附 則 (令和6年度から令和8年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p>	<p>附 則 (令和3年度から令和5年度までの各年度分の用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の経過措置)</p>
<p>7 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>	<p>7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。</p>
<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>	<p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定</p>	<p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定</p>

改正後	改正前
<p>める割合とする。</p> <p>(1) ~ (11) 略</p> <p>(12) 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(14) 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(15) 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p> <p>(17) 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p> <p>(18) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>める割合とする。</p> <p>(1) ~ (11) 略</p> <p>(12) 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(13) 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(14) 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 12分の7</p> <p>(15) 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p> <p>(16) 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p> <p>(17) 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の</p>
<p>(19) 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2</p> <p>(20) 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p>	<p><u>1</u></p> <p>(20) 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の2</p> <p>(21) 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合 3分の1</p>